

監査委員告示第 1 号

令和元年 10 月 7 日受理した兵庫県太子町職員措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表します。

令和元年 11 月 21 日

兵庫県太子町監査委員 蓮 本 了 遠
兵庫県太子町監査委員 長谷川 正 信

㊦

決 定 書

第 1 請求の概要

1 請求人

住所 太子町■ 氏名 ■
住所 太子町■ 氏名 ■
住所 太子町■ 氏名 ■
住所 太子町■ 氏名 ■
住所 太子町■ 氏名 ■
住所 太子町■ 氏名 ■

2 請求の提出

令和元年 9 月 30 日

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものとして認め、令和元年 10 月 7 日付で受理した。

4 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。

- (1) 売買契約書に「瑕疵担保免責特約」を入れることは、太子町財務規則第 134 条に違反する契約である。
- (2) 売買契約後、給食センター建設工事中に汚染土壌の検出や建物等の残存物が発見された場合、その撤去費用は当町の負担となり町財政に損害を与える。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和元年 10 月 17 日に新たな証拠提出及び陳述の機会を設けた。請求人から、陳述において本件請求の補足及び次の新たな証拠書類の提出があった。

- (1) 平成 30 年 11 月 21 日 給食センター改築に関する経過説明資料
- (2) 令和元年 7 月 23 日付 給食センター改築事業 汚染土壌搬出について
- (3) 建物配置図と汚染土壌掘削範囲と深さを重ねた図面

2 請求書に対する弁明書等の提出

令和元年 10 月 7 日付で請求書に対する弁明書及び証拠書類を求め、同月 28 日に受理した。その際に内容の不明点を給食センター所長に口頭確認した。

3 弁明書等の提出に係る追加質問

令和元年 10 月 28 日に受理した弁明書及び証拠書類に関する質問及び追加工事の書類を 11 月 1 日付で追加要求し、同月 11 日に受理した。

4 監査対象事項

給食センター改築事業において候補地決定後、土地所有者である(株)■■■（以下、「■■■」という。）が自主的に土壌汚染状況調査を実施した（平成 30 年 7 月完了）。この自主調査で基準値を超える特定有害物質が検出されたことを受けて、さらに土壌汚染詳細調査を実施し、有害物質の基準値超過区画と汚染深度を特定した（平成 31 年 2 月完了）。そして、この結果に基づき土壌汚染対策工事を実施した。途中社員寮の埋設基礎等が発見されたことにより、全ての建物基礎部の試掘調査を行った上で残存物の撤去を行い、令和元年 10 月 16 日に全ての工事が完了した。一連の調査と対策工事は、■■■が環境省の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関である(株)■■■に委託して実施したものである。

当該用地の売買契約交渉にあたり■■■は、自主的に土壌汚染調査を行いその対策工事を完了させることを条件に、契約書に「瑕疵担保責任免責特約」事項を追加することを強く求めてきた。当町は顧問弁護士と相談しながらその要求を受け入れることを前提に交渉を進め、全ての対策工事完了報告書を確認し■■■と最終合意した。その後、令和元年 10 月 25 日に開催された太子町議会臨時会において、「議案第 59 号 土地の取得について」が可決され、「瑕疵担保責任免責特約」の事項を含めた当該契約が同月 28 日付で締結された。

当町財務規則第 134 条に、「予算執行者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」とあり、「(11) かし担保責任」が謳われていることから、今回の契約は、地方自治法第 242 条第 1 項の「違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行」に該当するか否か、また、「当該普通地方公共団体の被った損害」に該当するか否かを監査対象事項とした。

第 3 監査対象事項に対する監査委員の判断（監査の結果）

1 違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行の有無（太子町財務規則第 134 条（契約書の作成）に対する違反）

当町の顧問弁護士の見解は、財務規則第 134 条第 1 項第 11 号の規定は「瑕疵担保責任」の記載を求めているものであり、瑕疵担保責任免責特約も含めて瑕疵担保責

任の事項に含まれ、財務規則に違反しているものではないとしている。

2 当該普通地方公共団体の被った損害の有無（太子町にどのような損害が生じているか）

想定しうる土壤汚染（土壤汚染対策法で定められている特定有害物質）について■■の「土壤汚染詳細調査報告書」により、汚染された（基準を超過した）区画とその深さが特定され、汚染土壌が全て搬出されたことが確認できる。

社宅建物等の残留物についても「追加工事（埋設基礎等の撤去）完了工事報告書」により、全ての残留物が撤去されたことが確認できる。

また、想定できない物質（想定を超えた汚染土壌や遺跡、不発弾など）が発覚した場合は、瑕疵担保免責特約に関係なく売主の責任を問えることも顧問弁護士に確認済みである。

よって、町財政に損害を及ぼす可能性は限りなく低いと思われる。

3 結論

本件契約は太子町財務規則第 134 条に違反したものではない。また、本件契約の締結は現段階において町財政に損害を与えたものではなく、今後に損害を与える可能性も極めて低い。

したがって、請求人の主張は採用することができず、本件請求には理由がないものとして、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により棄却することに決定した。

4 意見

新給食センター建設用地からの予期しない汚染物質の検出等により、当町が計画していた国庫補助金の交付手続きを含む当初スケジュールが大きく遅れることになり、その遅れを取り戻すことを最優先した結果、■■が兵庫県に対して土壤汚染対策法第 14 条の申請をしないことを了承し、県のお墨付きを得ることができなかった。また、用地売買契約交渉においても■■が要求する「瑕疵担保責任免責特約」を全面的に受け入れざるを得なかった。

このことは、給食センターという子供たちの安全・安心に大きく関わる施設にもかかわらず、町民に対して「安全面」への疑念と不安を抱かせた。また、安全面への疑念や不安を解消するための説明を適切なタイミングで誠実かつ丁寧に行うことができず、後手に回り問題を大きくしたと言わざるを得ない。

よって、特に町長、副町長、教育長、教育委員会においては、今回一連の事務処理、意思決定、■■との契約交渉、兵庫県との調整、住民説明に問題がなかったかを検証し、今後の町行政全体において改善に努めていただきたい。

令和元年 11 月 21 日

太子町監査委員 蓮 本 了 遠
太子町監査委員 長谷川 正 信